

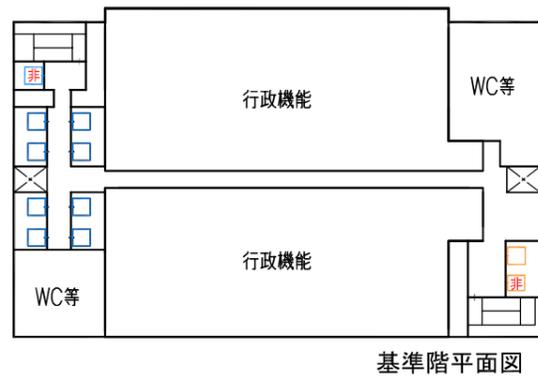
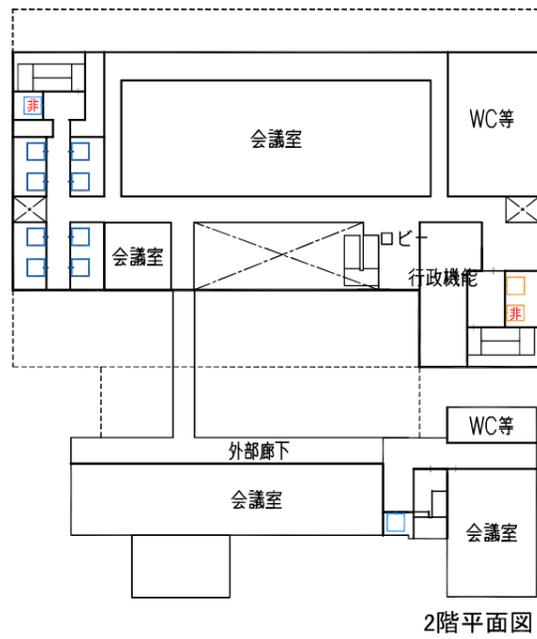
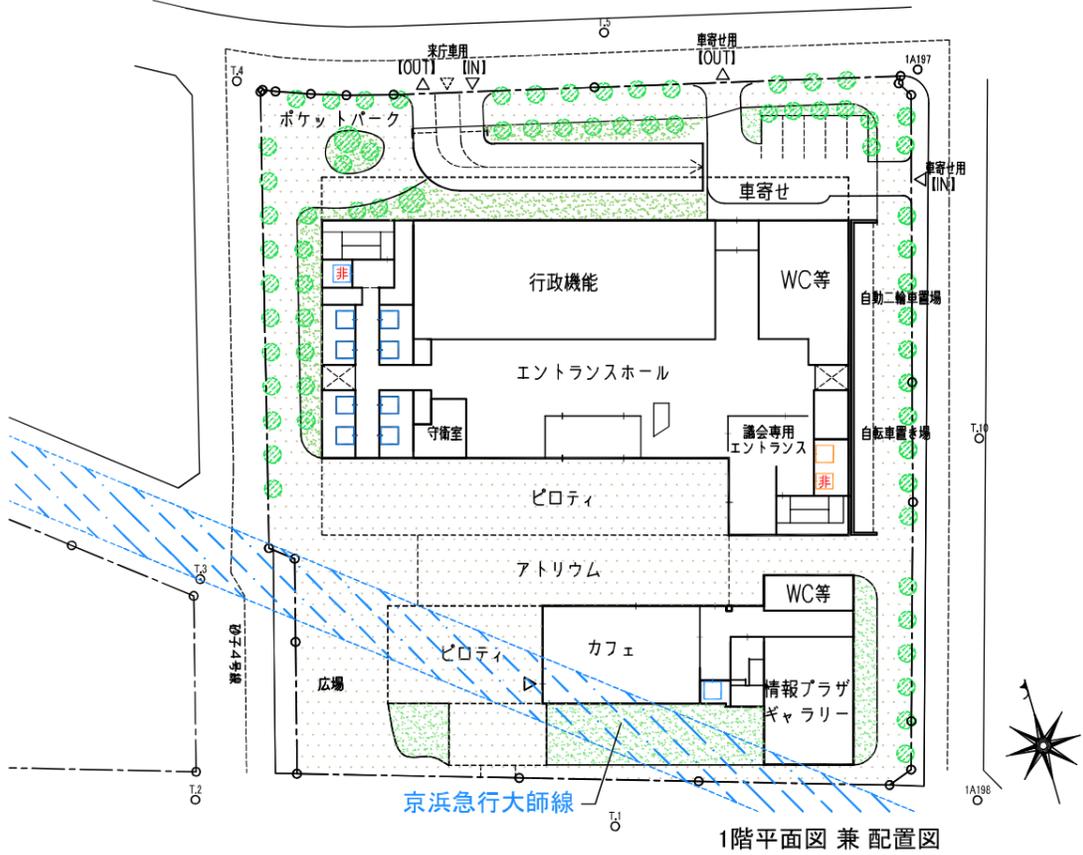
本庁舎等建替基本計画・施設配置計画(案)

配置計画(案)の比較

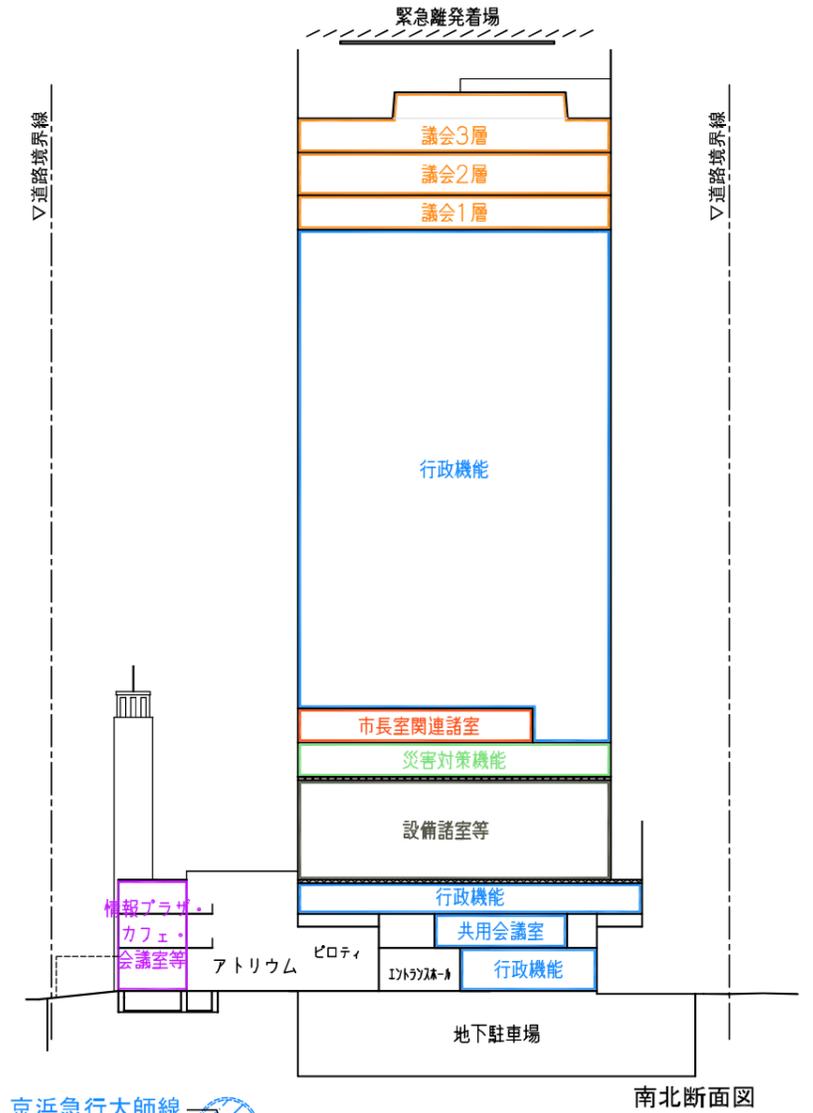
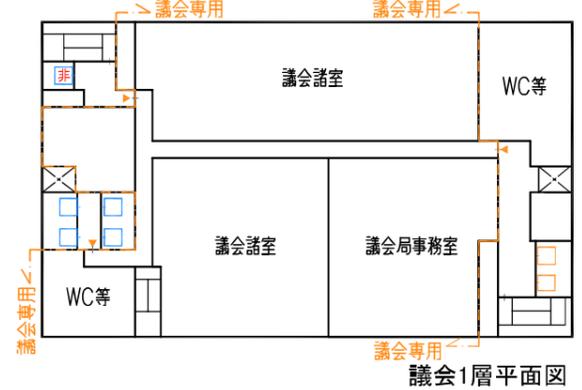
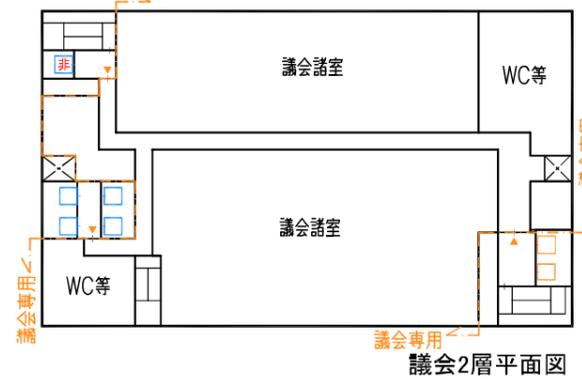
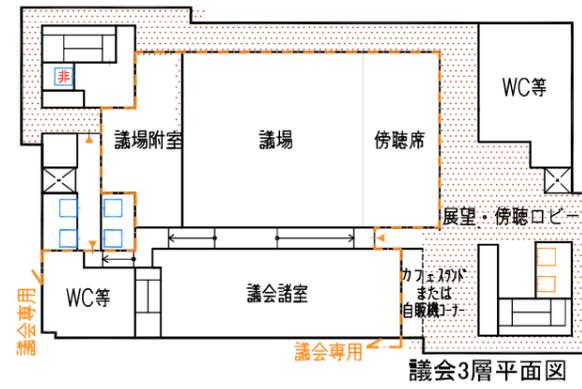
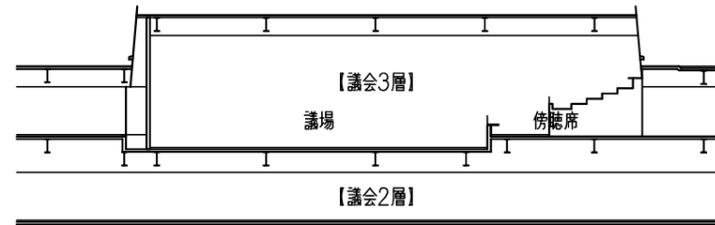
		B 新築超高層棟+広場(第2庁舎)			C 新築超高層棟+新築低層棟+広場(第2庁舎)		D 新築超高層棟+新築議会棟+広場(第2庁舎)	D' 新築超高層棟(本庁舎)+新築議会棟(第2庁舎)	E 新築中・高層棟(本庁舎)+新築中・高層棟(第2庁舎)
		A 新築超高層棟+既存庁舎一部復元+広場(第2庁舎)	B-1 既存庁舎の表層デザインのみ貼り付け	B-2 既存庁舎の時計塔部分のみを広場内に復元	B-3 既存庁舎の復元やデザイン踏襲はしない				
<p>□ 凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築 議会機能 現庁舎復元 道路境界線 駐車場 		<p>建物の本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>建物の本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>建物は本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>建物は本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>建物は本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>建物は本庁舎敷地内に集約し、第2庁舎跡地は広場として活用</p>	<p>第2庁舎跡地に議会棟を配置</p>	<p>本庁舎敷地と第2庁舎跡地に分散して建物を配置</p>
各案のメリット・デメリットの比較		<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎を復元することにより、近代化遺産としての建物の形も継承できる。 低層棟を配置し、情報プラザやカフェ、開放的な会議・イベントスペースなどを設置することにより、賑わいのある空間が創出できる。 低層棟と超高層棟の間にアトリウム(屋根つき広場)を設けることにより、平時には様々なイベントに活用することができ、また、災害時にも活用できる半屋外空間が確保できる。 低層棟及びアトリウムのセキュリティを分離できるため、市民に開放された機能を導入しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎の表層デザインのイメージを取り入れるものの、建物の形は継承することができず、プロポーションも変形してしまう。 超高層棟の前に大きな広場空間を設けられるが、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間が確保できない。また、カフェ等により賑わいを創出しようとしても、低層棟が無いため、超高層棟の内部に配置することとなり、周辺市街地への波及効果が少なく、閉鎖的である。 低層棟やアトリウムが無く、超高層棟だけなので、セキュリティを切り分けにくく、市民に開放された機能を導入しにくい。 低層棟の杭工事や、アトリウム等の工事が無くなるため、その分だけコストが減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> 時計塔部分のみをオブジェとして復元するため、建物の形を継承できない。 超高層棟の前に大きな広場空間を設けられるが、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間が確保できない。また、カフェ等により賑わいを創出しようとしても、低層棟が無いため、超高層棟の内部に配置することとなり、周辺市街地への波及効果が少なく、閉鎖的である。 低層棟やアトリウムが無く、超高層棟だけなので、セキュリティを切り分けにくく、市民に開放された機能を導入しにくい。 低層棟の杭工事や、アトリウム等の工事が無くなるため、その分だけコストが減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎の復元やデザインの踏襲をしないため、近代化遺産としての建物の形を継承できない。 超高層棟の前に大きな広場空間を設けられるが、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間が確保できない。また、カフェ等により賑わいを創出しようとしても、低層棟が無いため、超高層棟の内部に配置することとなり、周辺市街地への波及効果が少なく、閉鎖的である。 低層棟やアトリウムが無く、超高層棟だけなので、セキュリティを切り分けにくく、市民に開放された機能を導入しにくい。 低層棟の杭工事や、アトリウム等の工事が無くなるため、その分だけコストが減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存庁舎を復元しないため、近代化遺産としての建物の形を継承できない。 低層棟を配置し、情報プラザやカフェ、開放的な会議・イベントスペースなどを設置することにより、賑わいのある空間が創出できる。 低層棟と超高層棟の間にアトリウム(屋根つき広場)を設けることにより、平時には様々なイベントに活用することができ、また、災害時にも活用できる半屋外空間が確保できる。 低層棟及びアトリウムのセキュリティを分離できるため、市民に開放された機能を導入しやすい。 低層棟を自由にデザインできるため、A案に比較すると、アトリウムを大きくしたり、床面積を大きくしたり、建築デザインの質を高めたりできるが、その分、コストも増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の前面に議会棟を配置することとなり、賑わい施設や市民開放された機能を持つ施設を前面に配置しにくい。 本庁舎敷地において、建築面積が大きい事により、オープンスペースが少なく、敷地内での圧迫感も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2庁舎の跡地に議会棟を建設するためには、工事期間中、議会の仮移転が必要となり、別地に議場を含む仮設の議会棟を作る必要があるなど、コストも増加し、仮設の議場での議会の開催などの運営上の課題もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎敷地、第2庁舎の両方の敷地については、工事期間中、議会の仮移転が必要となり、別地に議場を含む仮設の議会棟を作る必要があるなど、コストも増加し、仮設の議場での議会の開催などの運営上の課題もある。 庁舎が2棟に分かれるため、使い勝手が悪く、市民利用にも支障が出る。 いったん、議会機能を本庁舎敷地に建設した新築棟に移転させた後で、第2庁舎跡地の別棟の工事にとりかかるため、工期が3年程度延伸し、仮移転コストも増加することなどから、当該案を採用することは難しい。
今後の検討方針		検討を継続する	検討を継続する	検討を継続する	検討を継続する	検討を継続する	—	—	—
<p>第2回川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会(H26.10.30)における事務局提出資料の記述</p>		<p>低層棟を配置し、既存庁舎の外観を新築復元するため、近代化遺産としての建物の形を継承でき、また、低層棟やアトリウムによって、賑わいのある半屋外空間を創出でき、市民に開放された機能も導入しやすいため、今後はこの案を中心に検討を行う。</p>	<p>新築復元を行わないため、近代化遺産としての建物の形を継承することができないことが大きな課題である上に、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間の創出や、市民に開放された機能の導入がしにくいというマイナス要素があるが、A案に比較するとコスト縮小となるため、現時点では検討を継続する。</p>	<p>新築復元を行わないため、近代化遺産としての建物の形を継承することができないことが大きな課題である上に、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間の創出や、市民に開放された機能の導入がしにくいというマイナス要素があるが、A案に比較するとコスト縮小となるため、現時点では検討を継続する。</p>	<p>新築復元を行わないため、近代化遺産としての建物の形を継承することができないことが大きな課題である上に、低層棟やアトリウムが無いため、賑わいのある半屋外空間の創出や、市民に開放された機能の導入がしにくいというマイナス要素があるが、A案に比較するとコスト縮小となるため、現時点では検討を継続する。</p>	<p>新築復元を行わないため、近代化遺産としての建物の形を継承できないことが大きな課題である上に、コストが増加するというマイナス要素があるが、低層部を自由に設計できるメリットがあるため、現時点では検討を継続する。</p>	<p>敷地の前面に議会棟を配置することにより、賑わい施設や市民開放された機能を持つ施設を前面に配置しにくく、また、敷地内での圧迫感も大きいため、当該案を採用することは難しいと考えられる。</p>	<p>第2庁舎の跡地に議会棟を建設するためには、工事期間中、議会の仮移転が必要となり、別地に議場を含む仮設の議会棟を作る必要があるなど、コストも増加し、仮設の議場での議会の開催などの運営上の課題もあるため、当該案を採用することは難しいと考えられる。</p>	<p>建物の壁面ボリュームが大きくなり、空地も少ないため、圧迫感が非常に大きくなる上、庁舎が2棟に分かれるため、使い勝手が悪く、市民利用にも支障が出ること、さらに、工期が3年程度延伸し、仮移転コストも増加することなどから、当該案を採用することは難しい。</p>
<p>第3回川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会(H27.2.13)に向けた結論</p>		<p>「今後はA案を中心に検討を行う。」という方針を、平成26年10月29日開催の川崎市議会総務委員会で報告したが、低層棟の建設や、現庁舎の記憶の継承に反対する意見はなかった。</p> <p>また、平成26年10月30日開催の第2回川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会においては、市民開放・災害対応等の観点から、低層棟やアトリウムを設けたほうが良いのではないかと意見が多く出されたため、B案は支持されず、A案又はC案に意見集約された。さらに、新築復元を望む意見もあり、A案が支持された。このため、委員会の意見としては、「B案は選考対象から外し、A案とC案との比較において、A案が優れている。」という形でまとめられた。</p> <p>その後、新聞やテレビでも、A案を中心に検討していることが報道されたが、反対意見が市に寄せられることはなかった。</p> <p>以上のことから、今後の検討は、A案に絞って進めていくこととする。</p>							

本庁舎等建替基本計画・施設配置計画案(A案をベースに修正)

※第2回委員会での議論を踏まえ、A案をベースに展望ロビー、議場、建物周辺の歩行者空間等について修正を加えた。



凡例 □ 一般用EV □ 議会フロア用EV 非 非常用EV ◀ オートロック



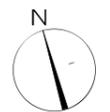
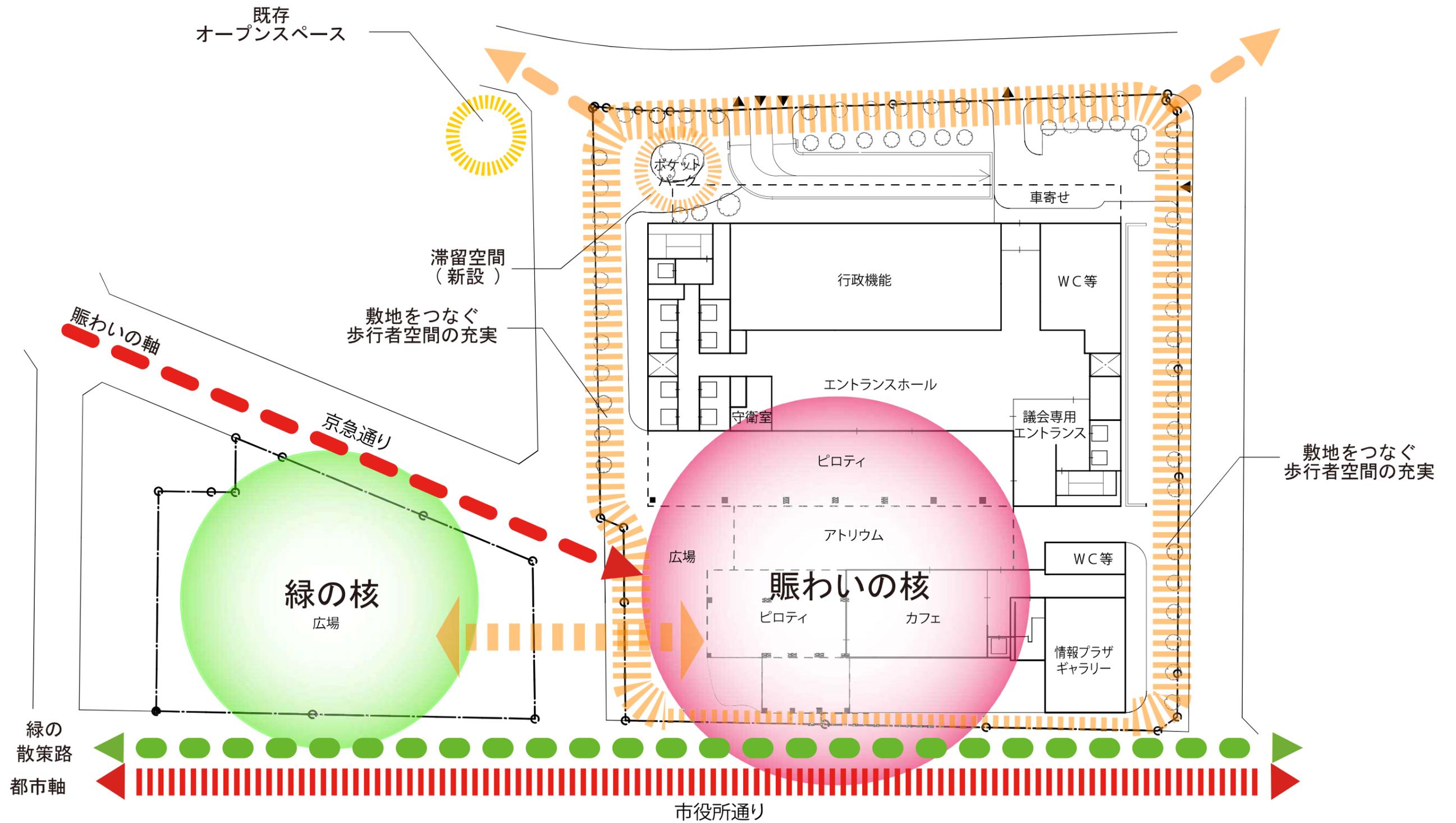
京浜急行大師線



※この案は現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります。

※パースはこの案で建物を配置した場合のボリューム感をイメージ出来るように作成した 仮のデザインであり、実際のデザインは今後の検討とします。

本庁舎等建替基本計画・施設配置計画(案)
歩行空間等の考え方



1階平面図 兼 配置図

本庁舎等建替基本計画・施設配置計画(案) 北・西・東側歩行者空間・広場イメージ

※屋外空間のデザインは、空間の見え方を確認するための仮のデザインであり、実際のデザインは今後の検討事項とする。



① 敷地南東側低層部イメージ



② 敷地北東側低層部イメージ



③ 敷地南西側低層部イメージ



④ 敷地北西側低層部イメージ



⑤ 敷地北東側低層部イメージ



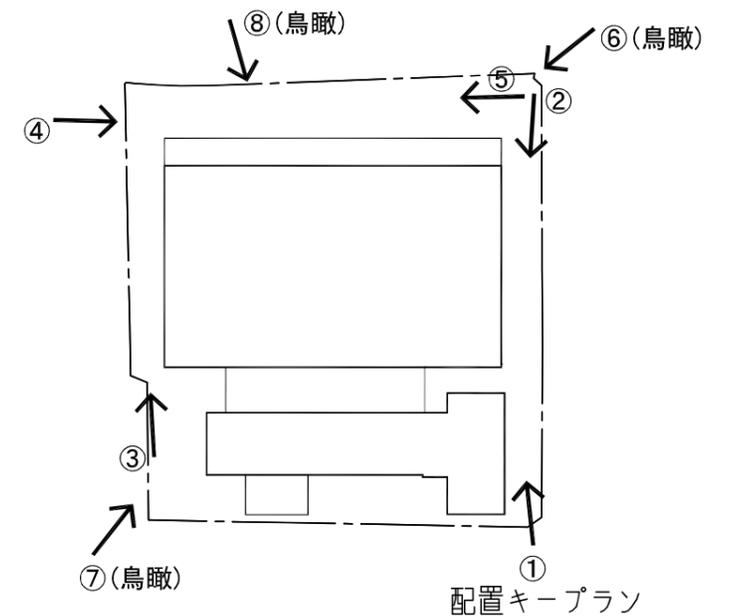
⑥ 敷地北東側鳥瞰イメージ



⑦ 敷地南西側鳥瞰イメージ



⑧ 敷地北西側鳥瞰イメージ



※この案は現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります。